

## 災害時要援護者避難支援制度 Q&A

篠栗町

Q	どのような人が登録の対象となるのですか？
A	<p>災害時要援護者に登録ができる人は、必要な情報を判断することが難しい人や、災害から身を守る上で何らかの支援を必要とする人で、高齢者や障がいのある人などが挙げられます。</p> <p>篠栗町では、次に該当する人のうち、在宅者で災害時に家族や親戚等の支援を得ることが難しい人を対象者として位置づけ優先的に取組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・介護保険要介護認定者（要介護1以上）</li><li>・障がい者（身体障害者1級・2級、知的障害者、精神障害者）</li><li>・65歳以上一人暮らしの高齢者</li><li>・65歳以上高齢者のみの世帯</li></ul>

Q	登録の方法はどのようにするのですか？
A	<p>登録を希望する人は、篠栗町に必要な登録申請書を提出してください。 ご不明な点は、下記または民生委員や福祉協力員などにご相談ください。 上記以外の方で登録を希望する人は、篠栗町役場 福祉課までご相談ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p>【申請書受付窓口】</p><ul style="list-style-type: none"><li>◆福祉課（電話947-1111）</li></ul><p>【制度の概要等の設置場所】</p><ul style="list-style-type: none"><li>◆福祉課（電話947-1111）</li><li>◆総務課(電話947-1111)</li><li>◆篠栗町社会福祉協議会（電話947-7581）</li></ul></div>

Q	登録をしない人は助けてもらえないのですか？
A	<p>災害発生時は、登録の有無にかかわらず、救助活動は行われますが、事前に登録することで、地域の方による避難支援や安否確認が迅速に行われます。</p>

Q	登録すると必ず支援してもらえるのですか？
A	<p>災害はいつどのような形で起きるかわからず、避難支援者の被災などにより、必ず避難が受けられるとは限りません。登録することで、避難等の支援を約束されるものではありませんので、登録される方はそのことをあらかじめご承知ください。</p>

Q	登録した情報は、誰にどのように提供されるのですか？
A	提出していただいた情報は、町（福祉課、総務課）で保管するとともに、社会福祉協議会及び自主防災組織、民生委員、福祉協力員、地域避難支援者に提供されます。

Q	避難支援者の役割は何ですか？
A	災害時に、要援護者の方へ災害に関する情報を伝えたり、避難の支援をしていただきます。

Q	避難支援者になると責任がかかるのではないですか？
A	避難支援者も被災される場合も考えられますので、要援護者への救助等の支援を確実にお約束するものではありません。 また、避難誘導時に浸水しているなど、安全が確保できない場合は、無理をせず町、消防署等に連絡してください。

Q	登録した内容に変更があった場合は、どうすればよいのですか？
A	登録した内容に変更が生じた場合は、町へ変更申請書を提出してください。避難支援者などの関係者には町から、その内容をお知らせします。

Q	本人が申し込みできないときは、どうするのですか？
A	身体の状態などにより本人が申し込みできない場合は、家族や地域の方などによる代理申請が可能です。

Q	避難支援者は誰が決めるのですか。
A	登録を希望される人は、いざという時にすぐに支援が得られるよう、なるべく近隣者の方に避難支援者になっていただけるようお願いしてください。また、民生委員や福祉協力員、自主防災組織などで協力できる場合もありますので、ご相談ください。 避難支援者なしでも登録できますが、迅速な支援のためにも避難支援者を見つけるよう努めてください。